

令和 7 年度
埼玉県内企業 D X 推進人材育成講座補助金
【事務処理の手引き】

目次

- ・ 埼玉県内企業 D X 推進人材育成講座補助金 事務手続きの流れ 2

- ・ 補助金の実績報告に必要な書類 3

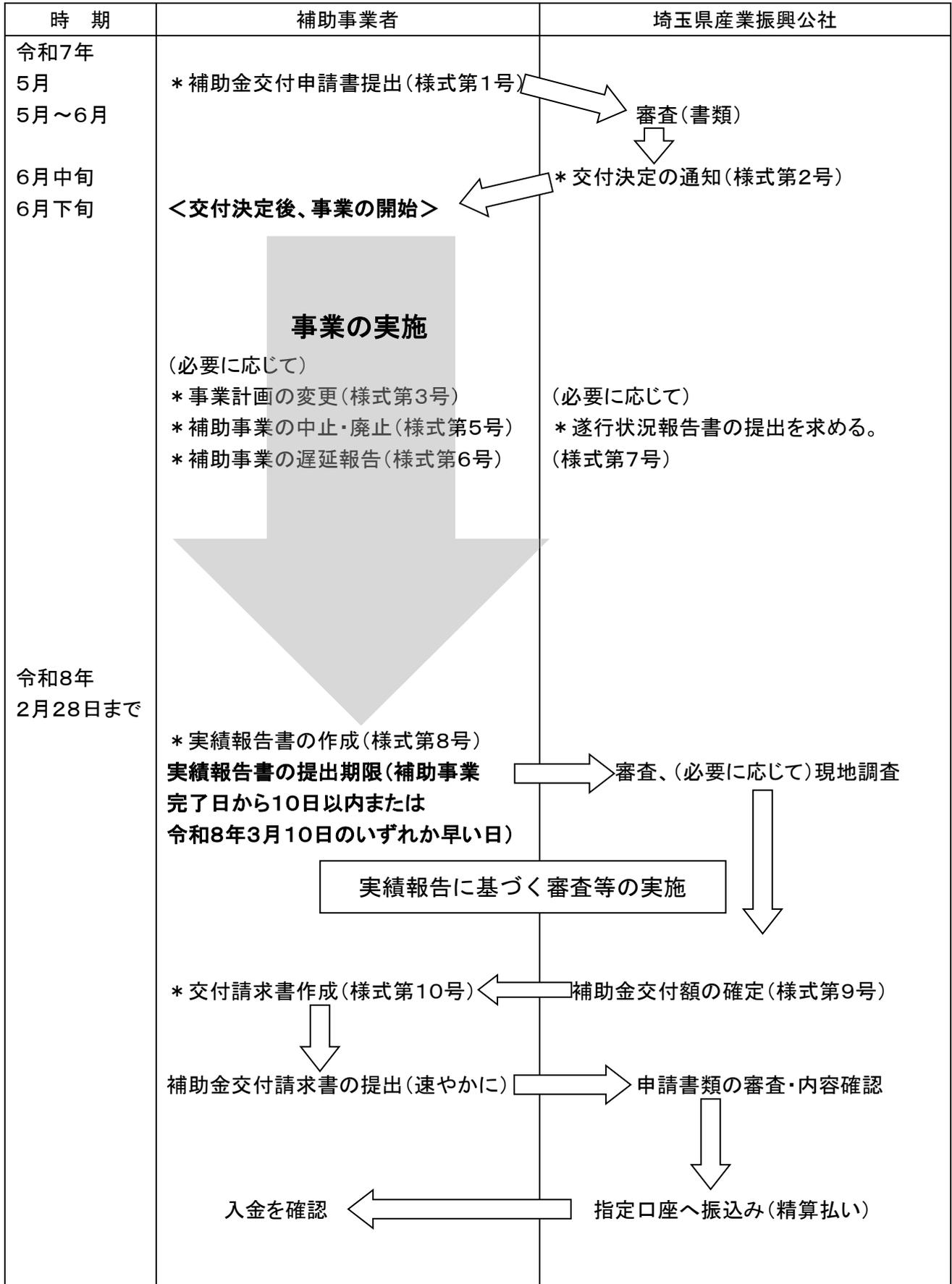
- (各種様式：別添)
 - ・ 様式第 3 計画変更承認申請書
 - ・ 様式第 5 補助事業中止（廃止）承認申請書
 - ・ 様式第 6 遅延等報告書
 - ・ 様式第 7 遂行状況報告書・別紙 1（報告書）
 - ・ 様式第 8 実績報告書・別紙 1（報告書）
 - ・ 様式第 10 交付請求書

- ・ 参考：埼玉県内企業 D X 推進人材育成講座補助金の交付決定にあたって

令和 7 年 5 月

公益財団法人埼玉県産業振興公社

事務手続きの流れ



補助金の実績報告に必要な書類

(1) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、「令和7年度DX推進人材育成講座リスト」に記載されている講座の開催に必要な講師謝金とする。なお、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象外とする。

また、以下の①～②の条件をすべて満たすものを対象とする。

- ① 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、令和8年3月10日までに支払が完了している経費

(2) 実績報告に際して提出・保管が必要となる書類

提出書類

- ・実績報告書（様式第8号）
- ・受講者名簿
- ・アンケートをとりまとめた資料
- ・見積書：見積もりの明細と消費税抜き金額を明らかにしたもの
- ・支払の証拠書類：銀行振込の記録、現金払いの場合には領収書です。

保管書類

- ・請求書・・・消費税抜きの金額を明らかにしてください。

【参考】

埼玉県内企業DX推進人材育成講座補助金の 交付決定にあたって

(留意事項)

1. 本事業の対象は、埼玉県内の中小企業・小規模事業者の経営者やリーダー、企画・立案・推進等のDXの実現に向けて主導する人材（埼玉県内企業DX推進人材育成講座補助金交付要綱第1条及び第4条）です。要綱第14条により提出する名簿は、受講者が埼玉県内の中小企業・小規模事業者に所属していることが分かるようにしてください。埼玉県内の中小企業・小規模事業者に所属していることが確認できない名簿が提出された場合、補助金を支給できません。
2. 受講者情報等を埼玉県及び埼玉県産業振興公社へ提供することへの同意を受講者から得てください。
3. 補助事業者の講座後のアンケートには、可能な限り別紙の質問を加えてください。なお、別紙の質問のほかに、補助事業者が独自の質問を設定することを妨げません。

(別紙) アンケート

①今回、講座に参加したきっかけ

1. DXネットワークホームページ
2. 所属団体からの案内 ()
3. 県・公社からの案内
4. その他 ()

②DX (デジタル化を含む) への取組状況

1. DXに興味はあるが、取り組んでいない。
2. DXに興味があり、情報収集しているが取組はあまり進んでいない。

情報収集の内容: ()

3. DXに興味があり、既に取り組んでいる。

取組の内容: ()

③②でDXに取り組んでいると回答した方は、取り組んだきっかけを教えてください。

1. 生産性向上、生産工程の効率化のため
2. 顧客の利便性向上、販売業務効率化のため
3. 労務環境改善、働き方改革への対応 (人員確保) のため
4. その他 ()

④DX (デジタル化を含む) に取り組む上での課題 【複数回答可】

1. どのようなデジタル技術等があるのか分からない。
2. どのように導入すればいいのか、方法が分からない。
3. 導入を推進できる人材がいない。
4. 導入を依頼できる企業を知らない。
5. 導入する資金が不足している。

⑤DX (デジタル化を含む) に取り組む上で期待する支援 【複数回答可】

1. 相談窓口の充実
2. セミナー・講習会の開催
3. 先進事例の紹介
4. 専門家派遣
5. デジタル人材の育成・供給
6. 関心のある企業や支援機関との連携の場の提供
7. 資金繰り・助成
8. その他 (自由記述:)